基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年四月九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年四月十日開催予定の臨時株主総会（書面決議を予定）における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年三月二十五日

静岡県富士市比奈一二八六番地の二

興亜工業株式会社

代表取締役社長　八田　賢一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年四月十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年三月二十五日

佐賀県佐賀市高木瀬東二丁目二番三七号

中央インターナショナルグループ株式会社

代表取締役　大石　正徳

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年三月二十五日

仙台市宮城野区福田町南二丁目三番五〇号

株式会社サン・ベンディング東北

代表取締役　加藤　義夫

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるヘンリー・タンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十六年三月二十五日

大阪市中央区南本町二丁目四番一一―六〇一号

大阪府岸和田市小松里町三四六番地の一

パシフィック・サイト・リミテッド

日本における代表者　川村　雅彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である川村雅彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十六年三月二十五日

大阪市中央区南本町二丁目四番一一―六〇一号

大阪府岸和田市小松里町三四六番地の一

Echelon Asia Pacific Limited

日本における代表者　ヘンリー・タン

限定承認公告

本籍東京都練馬区小竹町一丁目四二番、最後の住所大阪府大阪市西区靭本町一丁目一九番二三―六一二号　被相続人　亡　冨田　明彦

右被相続人は平成二十五年六月二日死亡し、その相続人は平成二十六年三月十二日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

東京都中央区銀座三丁目一〇番一九号美術家会館二階　東銀座綜合法律事務所

相続財産管理人和田海友

代理人弁護士　野村　雅弘

限定承認公告

本籍千葉県香取市佐原イ三二四四番地二、最後の住所千葉県香取市佐原イ三七六七番地七

被相続人　亡　髙橋　昭

右被相続人は平成二十六年一月一日死亡し、その相続人は平成二十六年三月十一日千葉家庭裁判所佐原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

東京都中央区八重洲二―一〇―八―五F

相続財産管理人髙橋和子

右代理人弁護士　木村　和俊

限定承認公告

本籍兵庫県神戸市灘区新在家南町四丁目七番地、最後の住所兵庫県神戸市灘区新在家南町四丁目一六番一五号

被相続人　亡　木村　典正

右被相続人は平成二十五年十二月三十一日死亡し、その相続人は平成二十六年三月十二日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

兵庫県神戸市灘区新在家南町四丁目一六番一五号

相続財産管理人　木村　明代

合併公告及び組織変更公告

左記の甲及び乙は合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

また、左記の甲は、合併の効力発生を条件として株式会社に組織変更し、その商号を株式会社ウチダ企画に変更いたします。

これらの合併又は組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年三月四日

掲載頁　一二八頁（号外第四十三号）

平成二十六年三月二十五日

青森県むつ市緑ヶ丘三六番三六号

（甲）合資会社ウチダ企画

代表社員　内田　征吾

青森県むつ市小川町一丁目一七番二二号

（乙）株式会社ＣＫＦ

代表取締役　内田　征吾

合併公告並びに資本金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊及び己の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊及び己は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年五月一日です。

また、甲は、資本金の額を二億九千七百五十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この合併並びに資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりですが、戊は平成二十六年二月十四日付官報三十二頁に訂正公告を掲載しています。

（甲）、（乙）、（丙）、（丁）

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年一月二十三日

掲載頁　六十三頁（号外第十四号）

（戊）

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年一月二十三日

掲載頁　六十一頁（号外第十四号）

（己）

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年一月二十三日

掲載頁　六十四頁（号外第十四号）

平成二十六年三月二十五日

福岡市中央区渡辺通四丁目八番二八号Ｆ．Ｔビル五階　（甲）株式会社ジャネックス

代表取締役　川上　繁幸

福岡市中央区渡辺通四丁目八番二八号

（乙）関西風力発電株式会社

代表取締役　川上　繁幸

和歌山県日高郡日高町大字荊木三番地

（丙）日高池田ウインドシステム株式会社

代表取締役　川上　繁幸

福岡市中央区渡辺通四丁目八番二八号Ｆ．Ｔビル五階

（丁）幡豆吉良ウィンドシステム株式会社

代表取締役　川上　繁幸

三重県松阪市飯南町上仁柿三四八番

（戊）中部風力発電株式会社

代表取締役　川上　繁幸

福岡市中央区渡辺通四丁目八番二八号Ｆ．Ｔビル五階　（己）株式会社ジャネス

代表取締役　川上　繁幸

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条第一項に基づき、優先資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十五年四月二十四日付け官報の号外第八十八号五十二頁に掲載されています。

平成二十六年三月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二三番一〇―二〇一号

エッセンアセット特定目的会社

取締役　井出　清彦

正誤

ページ	段	行	誤	正
四下	一五	終りから一二	支券	設備
〃	〃			
四四	一八	出		出

平成二十五年七月十二日（号外第百五十二号）公布国土交通省令第六十一号（建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令）（原稿誤り）

平成二十六年三月十三日法務省告示第百十号（日本国に帰化を許可する件）（印刷誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月二十五日付第六三号一
月三十日付参会第三号三二

六〇ページ●同日付政府調達第五四号二四ページ●一ページ

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）